

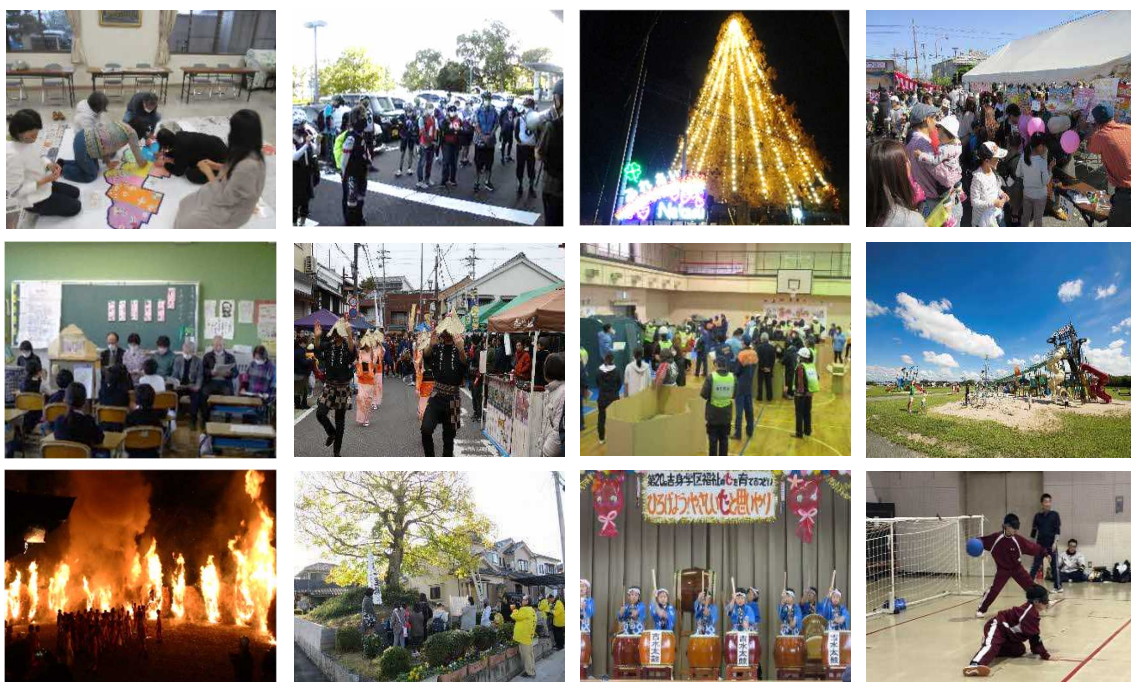
第4期 守山市地域福祉計画

令和4年度～令和7年度

概要版

人と人がつながり、
自分らしく安心して暮らすことができるまち

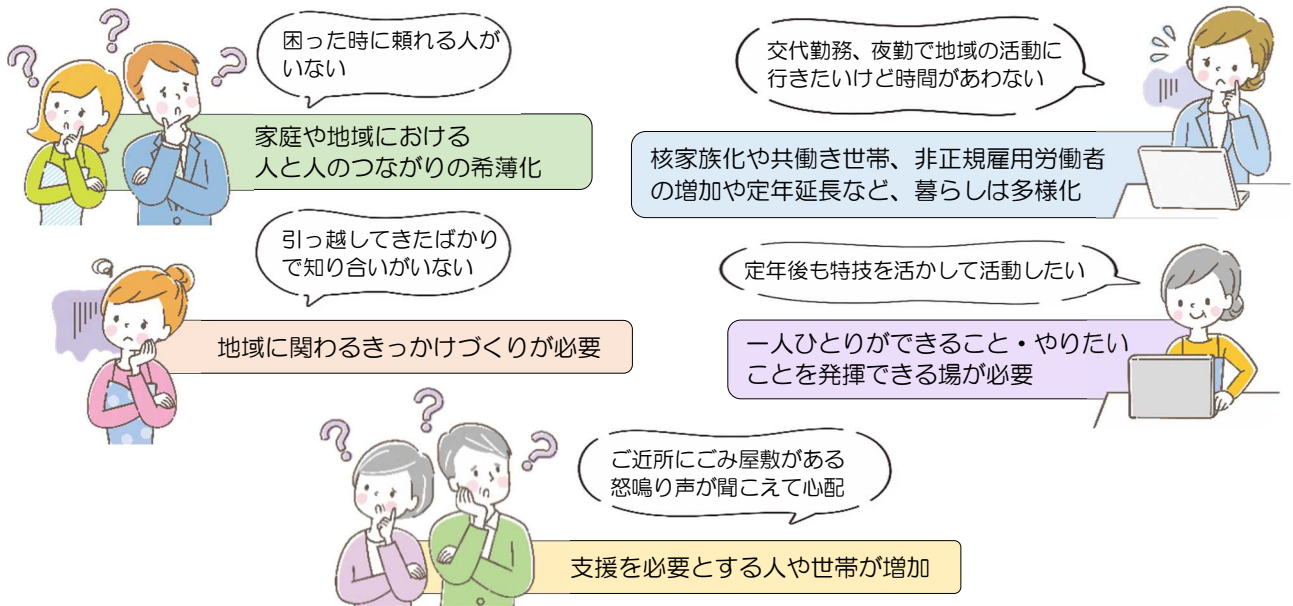
対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり
多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり
一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり



令和4年3月

守山市

計画策定の背景



このような背景を踏まえ、第4期守山市地域福祉計画では、地域における支え合いの再構築、だれもが生きがい・役割を持ちながら、自分らしく生きることができる多彩なきっかけづくりを行い、人と人がつながり、安心して暮らすことができるまちを目指して、取組を進めます。

計画の位置づけ

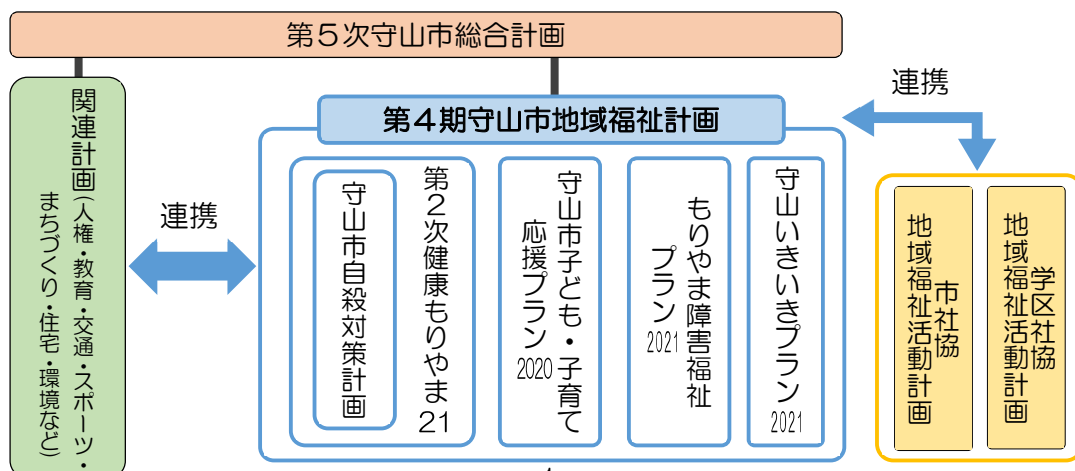
法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的、計画的に推進するため、本市における地域福祉の「理念」「方針」と行政の取組を整理するものです。

*社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」および成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」は、本計画に付随されています。

他の計画との関係

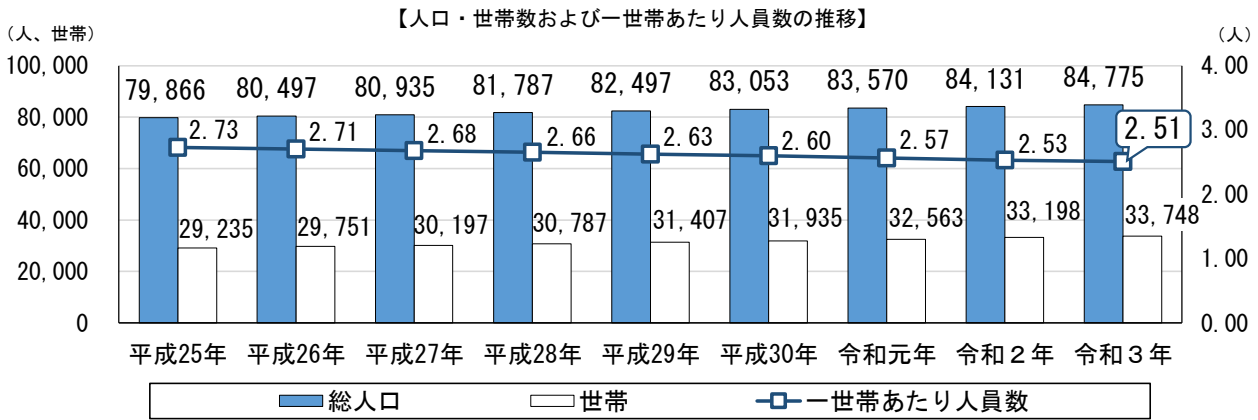
本計画は、「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、各分野の個別計画の上位計画として位置づけられ、目指すべきまちづくりの方向性と様々な福祉制度では対応できないことについて、地域や行政が協働で行い生活課題を解決していくための基盤を整備する計画となります。



守山市の地域福祉を取り巻く状況

現状

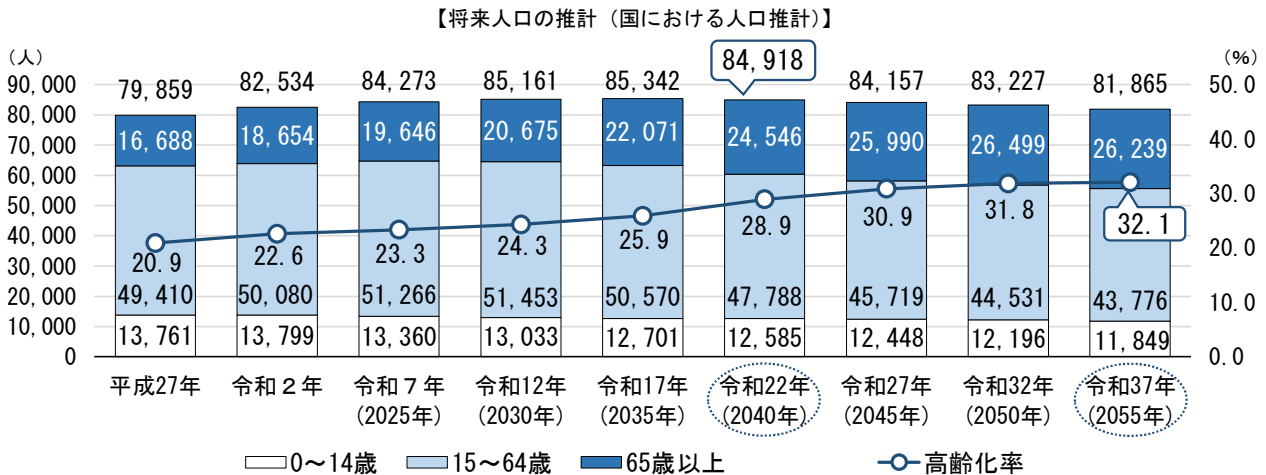
平成25年から令和3年にかけて、人口・世帯数は共に増加。一世帯あたり人員数は減少傾向。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在、外国人人口含む）

長期的な展望

本市の人口は令和17年（2035年）から令和22年（2040年）にかけて減少に転じる見込み。高齢化率は、令和37年（2055年）には32.1%となる見込み。

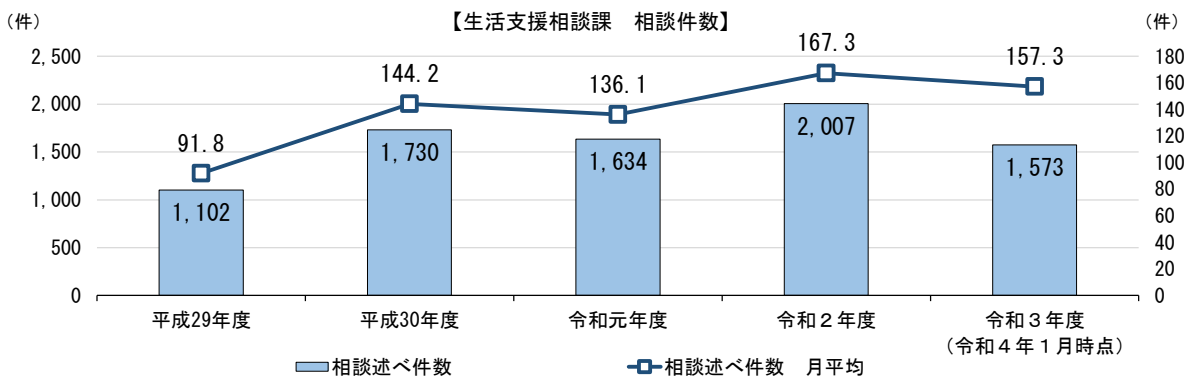


資料：「守山市人口ビジョン(R2改訂版)」(国による推計)より

※国勢調査人口を基準とする平成30年(2018年)の国立社会保障・人口問題研究所の推計

支援を必要とする人の状況

生活支援相談課における相談件数は平成29年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により増加。また、これまで見えていなかった課題も表出されている。



※生活困窮相談、市民相談、消費生活相談の合計数（令和2年度以前の消費生活相談は市民協働課で実施）

資料：生活支援相談課より

第4期地域福祉計画のポイント

1 これからの地域における支え合いのあり方、互助・共助の再構築の促進

民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどを中心に、見守り活動、つどいの場の開催など様々な活動が進められ、地域のつながりや支え合いの関係を構築してきました。しかしながら、担い手の不足や高齢化・固定化による負担の増大、暮らしの変化に合わせた活動の見直し等が課題となっています。



このことから、世代や職業を超えて様々な人が集い、交流し、語り合うことで、地域の実情やニーズに沿った活動の活性化を促進し、地域における支え合いの再構築を目指します。

基本方針Ⅰ

対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり

2 住民一人ひとりが持つ力を引き出し、誰もが生きがいを持って暮らせる機会の創出

誰もが安心して生き生きと暮らせるよう、一人ひとりが自分の可能性や意識、関心、状況等に応じて、楽しさやワクワクを感じながら、社会や地域に「自分ごと」として関わることができるきっかけづくりを推進します。



基本方針Ⅱ

多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

3 包括的な支援の推進

支援を必要とする人の増加とともに、制度の狭間や複合的な課題など、地域の福祉課題が複雑・多様化しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な支援を推進します。

基本方針Ⅲ

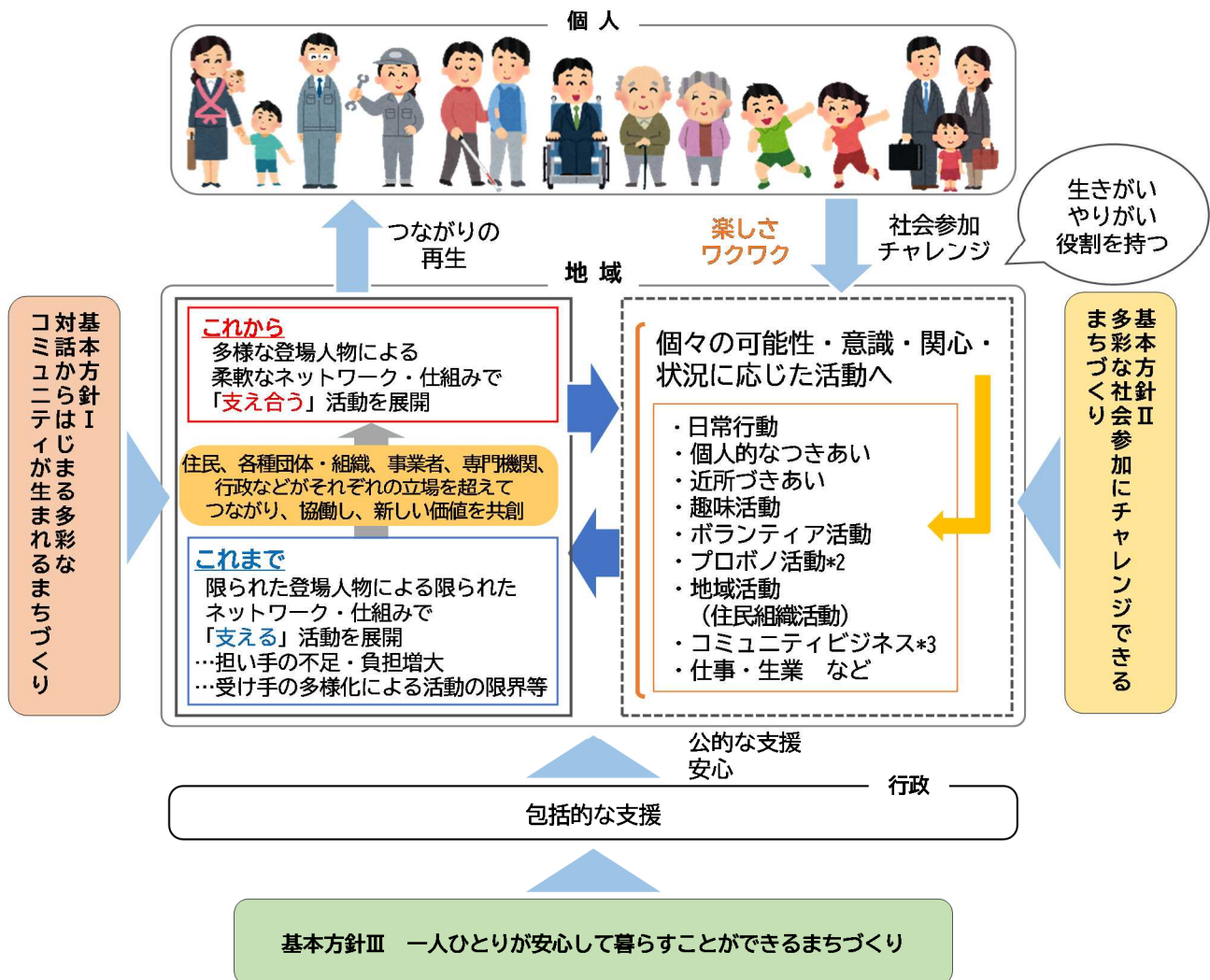
一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

計画の基本理念と基本方針

基本理念

人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち

多彩なコミュニティの創出による支え合いの再生・共創*1、
市民一人ひとりの多彩な社会参加やチャレンジ、
包括的な支援を可能とする環境を整備することにより、
人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち・守山



*1 共創：多様な立場の人が協力し、共に新しい活動をつくること
*2 プロボノ活動：専門知識やスキルを活かして行う社会貢献活動
*3 コミュニティビジネス：地域資源や人材を活かして地域課題を解決する事業

基本方針Ⅰ 対話からはじまる多彩なコミュニティ*が生まれるまちづくり

世代や職業などを超えて様々な人が集い、交流し、語り合うことで、社会や暮らしの変化を踏まえた既存活動の再活性化や、新たな活動などの創出を促進するとともに、活動の創出・継続を伴走支援する機能を強化することで、地域における支え合いの再生と共創を目指します。

1) 地域やNPO等による活動・コミュニティの活性化

- ア 自治会や学区社協、民生委員・児童委員などの地域単位での活動の活性化
- イ NPO やボランティアなどテーマ単位での活動の活性化

2) 多彩な活動・コミュニティの創出

- ア 多彩な活動・コミュニティ創出に必要な資源（資金・人材・場所等）の確保支援（新）

3) 活動・コミュニティの伴走支援機能の強化

- ア 地域活動・コミュニティの見える化・ネットワーク化
- イ 地域活動・コミュニティへの相談支援・コーディネート機能の強化

*コミュニティ：人々が関わる空間的、時間的、人間的な「場」。地域の施設であったり、集まりや、組織であり、ネットワークやインターネット、バーチャル（仮想的）な場も含まれます。

基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

市民の誰もが、生きがいや役割、楽しさ、喜びなどを持ち続けることができるよう、個々の可能性・意識・関心・状況に応じた活動へ踏み出すきっかけづくりを推進することで、一人ひとりに応じた多彩な社会参加を促進し、自分らしい生き方の実現と人と人のつながりの回復を図ります。

1) 社会参加・チャレンジに向けた意識・関心の醸成

- ア ライフステージに応じた教育・学習の推進
- イ 社会参加への意識・関心を高めるための情報発信

2) 社会参加・チャレンジの実践

- ア 社会参加のきっかけとなる場づくり（新）
- イ 社会参加の実践に対する支援（新）

基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

市民の誰もが人としての尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤となる包括的な支援体制の整備・充実に取り組み、セーフティネットを構築・強化します。

1) 人を中心とした暮らしの基盤整備・充実

- ア 福祉基盤の充実
- イ 権利擁護支援の充実
- ウ 移動・交通手段の充実
- エ 住宅確保要配慮者への支援（新）
- オ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



2) 包括的な支援の推進

- ア 包括的支援体制の整備・推進（新）

付随計画

重層的支援体制整備事業実施計画

- 相談支援（世代や属性等を問わない相談の受けとめ、複合化・複雑化した事例における関係機関の連携、支援が必要な人の早期把握・訪問支援など）
- 参加支援事業（支援対象者のニーズに沿った居場所・就労等社会参加の支援など）
- 地域づくり事業（多世代交流の居場所づくりなど）

成年後見制度利用促進基本計画

- 成年後見制度の利用促進（権利擁護に関する知識の普及、周知、啓発や制度の利用支援、相談体制の充実など）
- 地域連携ネットワークづくり（「地域連携ネットワーク」の構築や、地域における連携・対応の強化など）

再犯防止の推進について(地方再犯防止推進計画)

- 「社会を明るくする運動」「保護司だより」などの啓発・周知活動
- 孤立を生まない仕組みの推進（地域での見守り活動や、関係機関と連携した相談対応など）
- 立ち直りに向けた支援（住居や就労等の課題解決に向けた支援や協力雇用主制度に関する周知など）

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 多様な主体との連携・協働

第4期計画の推進にあたっては、市民、自治会・学区、民生委員・児童委員、福祉協力員といった福祉関係者、NPO、民間事業者、市社協、市（行政）などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

とりわけ、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし社会福祉法に位置づけられた公共性を有する民間団体です。地域に積極的に向き、福祉課題を把握するとともに社会福祉協議会が中心となって、市民や団体との連携・調整を行い、市民活動を促進することが期待されます。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、理解を進める中、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(2) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、商工、まちづくり、教育、交通、都市計画、防犯、防災など様々な分野が、連携協働し推進していく必要があります。

このため、守山市地域福祉庁内推進会議により、関係部署と情報を共有し、連携を強化していきます。

2 計画の広報

広く市民に「守山市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載や概要版の回覧などを行い、計画推進への協力を求めています。

3 計画の進捗管理

本計画を実施していくにあたっては、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン 2021）」や「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画（もりやま障害福祉プラン 2021）」といった各個別計画において具体的な施策を展開していくこととなりますが、実効性を高めるために、本計画を基に各施策の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。

このため、本計画の目標を設定し、守山市地域福祉推進会議において具体的な事業の推進と進捗管理を行っていきます。

第4期守山市地域福祉計画（概要版）

発行年月日：令和4年3月

発行：守山市健康福祉部健康福祉政策課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL：077-582-1123(直) FAX：077-582-1138